

福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、安心して託されるリフォーム市場の実現に向け、住宅リフォーム市場の活性化と信頼性の向上を推進し、県民の住生活の向上に資することを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、福岡県内のリフォーム事業者（以下、「登録事業者」という）からなる施工グループを擁し、協議会の趣旨に賛同した法人等で構成する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 安心してリフォーム工事を依頼できる登録事業者の情報提供
- (2) 登録事業者の技術力と提案力の向上に関する研修会等の実施
- (3) 登録事業者相互の研鑽と情報交換
- (4) その他必要な事業

第2章 会員

(入会及び退会等)

第5条 法人等が入会しようとするときは、施工グループの登録申請を行い、総会の承認を得なければならない。

2 会員が退会しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

第3章 役員

(役員)

第6条 協議会に役員として、会長、副会長、理事及び監事を置く。

2 役員は、会員の互選により選任する。

3 役員は、非常勤とする。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

6 役員は、辞任または任期満了後においては、後任者が就任するまではその職務を行わねばならない。

(役員職務及び権限)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

- 3 理事は、会務を執行する。
- 4 監事は、この会務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるときは会長に意見を提出することができる。

(報酬等)

第8条 役員は、無報酬とする。

第4章 会議

(種別)

第9条 協議会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第10条 総会は、全会員をもって構成する。
- 2 理事会は、会長、副会長及び理事で構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

- 第11条 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 規約の制定及び改廃
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 事業計画
 - (4) 役員を選出
 - (5) その他理事会から付議された事項
- 2 理事会は、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第12条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - 3 総会及び理事会は、書面による開催及び議決とすることができる。

(招集)

- 第13条 総会及び理事会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集する場合は、会長は開催5日前までに会議の日時、場所及び目的を全会員に通知しなければならない。

(議長)

第14条 総会及び理事会の議長は、各構成員の中から選出する。

(定足数)

第15条 総会及び理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 書面により他の構成員に委任したものについては、出席とみなす。

(議決)

第16条 総会及び理事会の議決は、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第17条 協議会を円滑に運営するために理事会のもとに運営委員会を置く。

2 運営委員会には委員長及び副委員長を置く。

3 運営委員会には必要に応じ外部有識者等の参加を求め、協議会運営に関する助言等を受けることとする。

第6章 協議会事務局

(協議会事務局)

第18条 協議会に協議会事務局を置く。

第7章 会計

(会計)

第19条 協議会の経費は、負担金、補助金、事業に伴う収入及びその他の収入をもって充てる。

2 負担金等は、必要に応じ会長が総会の承認を経て決することができる。

第20条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

附 則

1 この規約は、本協議会の設立の日（平成19年10月3日）から施行する。

2 本協議会の設立当初の会計年度は、第20条の規定に関わらず、設立の日（平成19年10月3日）から平成20年3月31日までとする。